

吉野川市告示第100号

吉野川市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案に対して意見のある者は、吉野川市の住民に限り、令和8年8月30日までに意見の提出ができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他当該土地に関し権利等を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年8月31日から起算して15日以内に市へこれを申し出ることができる。

令和8年8月1日

吉野川市長 原井 敬

1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

令和8年 8月 1日から

令和8年 8月30日まで

2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市産業経済部農林業振興課

3 意見書提出の際の留意事項

期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。

意見書については、日本語に限り、電話での意見は受け付けられません。

意見書を提出するものが個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。

4 提出された意見書の取扱い

提出された意見書の内容は原則公表しますが、特定の個人を識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いません。農業振興地域整備計画の決定を公告する際に意見書の要旨及び処理結果を併せて公告します。

5 異議申出の際の留意事項

異議申出に係る書面に異議申出人が押印のうえ、持参又は郵便により申出ること。

代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を異議申出書に添付すること。